平成２５年（再イ）第１号
熊本市東区桜木４丁目６番41号
再生債務者　中西　　誠
1　決議に付する再生計画案　平成25年５月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年６月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年６月27日まで
平成25年６月13日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（再イ）第３号
兵庫県伊丹市瑞穂町２丁目46番地28
再生債務者　整体サロンマージュこと　緒方　和之
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月４日まで
平成25年６月13日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（再イ）第２１号
兵庫県西宮市清瀬台15番２号
再生債務者　森　　勉
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月１日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月４日まで
平成25年６月13日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第２号
兵庫県丹波市春日町上三井庄249番地１
再生債務者　一瀬　賀範
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月５日まで
平成25年６月14日　神戸地方裁判所柏原支部

平成２４年（再イ）第７３号
広島市安佐南区西原９丁目16番40―602号
再生債務者　田邉　洋光
1　決議に付する再生計画案　平成25年４月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月11日まで
平成25年６月13日
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第８号
兵庫県明石市船上町４番31―613号
再生債務者　岩本　至弘
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月14日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２５年（再イ）第１号
熊本県玉名郡長洲町大字長洲2775番地６
再生債務者　中西　　司
1　決議に付する再生計画案　平成25年６月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年７月16日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年７月16日まで
平成25年６月14日　熊本地方裁判所玉名支部

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２０年（再イ）第１７号
愛知県稲沢市田代１丁目５番19号
再生債務者　重枝まり子
1　決議に付する変更再生計画案　平成25年５月１日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成25年７月10日まで
平成25年６月12日
名古屋地方裁判所一宮支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第５０号
三重県松阪市漁師町428番地116　ユーポヘヤ102号
再生債務者　鳩間　孝一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年４月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月14日　　津地方裁判所松阪支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号
熊本市東区東野１丁目３番35―201号　フェスティオ健軍東ヴィルパセオ
再生債務者　太田　博之
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月25日から平成25年８月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月二十一日
掲載頁　一一一頁（号外第一一三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月二十一日
掲載頁　一一一頁（号外第一一三号）
平成二十五年六月二十四日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番地
（甲）文唱堂印刷株式会社
代表取締役　橋本　唱一
群馬県安中市中宿字堰下三二〇番地
（乙）株式会社文栄社
代表取締役　橋本　次雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年五月十五日に終了しております。
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年４月28日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年６月14日　　津地方裁判所松阪支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第３号
熊本市東区東野１丁目３番35―201号　フェスティオ健軍東ヴィルパセオ
再生債務者　太田　博之
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年７月25日から平成25年８月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月二十一日
掲載頁　一一一頁（号外第一一三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月二十一日
掲載頁　一一一頁（号外第一一三号）
平成二十五年六月二十四日
東京都千代田区神田佐久間町三丁目三七番地
（甲）文唱堂印刷株式会社
代表取締役　橋本　唱一
群馬県安中市中宿字堰下三二〇番地
（乙）株式会社文栄社
代表取締役　橋本　次雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年五月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月十七日
掲載頁　五十五頁（号外第一〇二号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年五月十七日
掲載頁　五十五頁（号外第一〇二号）
平成二十五年六月二十四日
広島県呉市本通二丁目二番一五号
（甲）株式会社呉不動産情報センター
代表取締役　丸澤　栄二
広島県呉市中通二丁目七番一―三〇二号
（乙）株式会社トータルアセット
代表取締役　岡本　直樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により積和不動産株式会社（乙、住所東京都渋谷区代々木二丁目一番一号）の千葉営業本部、埼玉営業本部、北関東営業本部が担当する事業、及び千葉仲介営業部、埼玉仲介営業部、北関東仲介営業部が担当する仲介事業、不動産販売事業、並びに投資不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継することにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）http://www.sekiwa.co.jp/ir/kessan.html
平成二十五年六月二十四日
東京都渋谷区代々木二丁目一番一号
積和不動産関東株式会社
代表取締役　寺崎　明久

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十五年六月二十四日
東京都中央区日本橋二丁目一番一八号
合同会社Ｉ―ｓｕｐｐｏｒｔ
代表社員　市川　一紀